

奈良県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鎌田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西村 元宏	香芝市鎌田六七八一
〃	川井 勝美	〃 五一―二
〃	宇野 嘉一	〃 六六一
〃	藤井 宏義	〃 一〇
〃	宇野 房弘	〃 六七九―一
〃	葛本 弘義	〃 四二九―二
監事	川井 康司	〃 四三三―三
〃	小川 元祥	〃 七二三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西村 元宏	香芝市鎌田六七八一
〃	小川 元祥	〃 七二三
〃	宇野 嘉一	〃 六六一
〃	藤井 宏義	〃 一〇
〃	宇野 房弘	〃 六七九―一
〃	西村 政博	〃 五二四―二
監事	鎌田 勝朗	〃 一八五―五
〃	葛本 富一	〃 三九九―一